

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第19号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年茅ヶ崎市規則第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第1条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（）」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（）」に改める。

第2条第1項中「第49条第1項第3号」を「第76条の25第1項第3号」に改め、同項第1号中「第102条第1項」を「第163条の56第1項」に、「同条第2項」を「同条第2項第1号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 付近見取図、配置図及び平面図

第2条第2項中「第102条第1項」を「第163条の56第1項」に、「第49条第1項」を「第76条の25第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 省令第76条の25第2項第3号の規定により市長が定める書類は、前項第2号に掲げる書類その他市長が必要と認める書類とする。

第3条の見出し中「容積率」を「容積率等」に改め、同条中「第52条第1項」を「第76条の30第1項」に改め、同条の表中「防火戸」を「防火設備」に改める。

第4条中「法第102条第1項の規定による認定又は法第105条第1項の規定による許可」を「法の規定による許可、認可又は認定」に改める。

第5条中「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「第52条第2項」を「第76条の30第2項」に改める。

第1号様式中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律の」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律の」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則」に、

1 申請の種類	<input type="checkbox"/> 除却の必要性がある旨の認定 <input type="checkbox"/> 容積率の特例の許可	を
---------	---	---

1 申請の種類	<input type="checkbox"/> 許可申請 <input type="checkbox"/> 認可申請 <input type="checkbox"/> 認定申請	に、
2 申請の根拠となる法律の条項		

2 申請年月日	を	3 申請年月日	に改め、同表備考中「記入にして」を
3 申請に係るマンションの位置		4 申請に係るマンションの位置	
4 取下げの理由		5 取下げの理由	

「記入して」に改める。

第2号様式中「、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則」を「、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則」に改め、同表備考中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第52条第2項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第76条の30第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。